

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項と労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、全国労災病院労働組合から、以下のとおりストライキ等の争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

1 開始日

平成 30 年 3 月 14 日以降

2 場所

上記組合の組合員が従事する別記の職場

3 要求事項

賃金引上げ等

平成 30 年 3 月 12 日

厚生労働大臣 加藤 勝信

別 記

釧路労災病院、北海道せき損センター（以上、北海道）、青森労災病院（青森）、東北労災病院（宮城）、秋田労災病院（秋田）、福島労災病院（福島）、千葉労災病院（千葉）、東京労災病院（東京）、関東労災病院、横浜労災病院（以上、神奈川）、富山労災病院（富山）、浜松労災病院（静岡）、中部労災病院、旭労災病院（以上、愛知）、大阪労災病院（大阪）、関西労災病院、神戸労災病院（以上、兵庫）、和歌山労災病院（和歌山）、山陰労

災病院（鳥取）、岡山労災病院、吉備高原医療リハビリテーションセンター（以上、岡山）、中国労災病院（広島）、山口労災病院（山口）、香川労災病院（香川）、愛媛労災病院（愛媛）、九州労災病院、九州労災病院門司メディカルセンター（以上、福岡）、長崎労災病院（長崎）、熊本労災病院（熊本）